

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新座市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.9 %
全職員	66.4 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.4 %
本庁課長相当職	97.1 %
本庁課長補佐相当職	99.7 %
本庁係長相当職	100.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.2 %
31～35年	96.2 %
26～30年	82.5 %
21～25年	86.3 %
16～20年	89.7 %
11～15年	89.7 %
6～10年	92 %
1～5年	93.4 %

【説明欄】

・男性の約78%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性における任期の定めのない常勤職員は約42%に留まっている。また、任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、約92%を職種によって単価が異なる会計年度任用職員が占める。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。